

- 輸出令別表第1・外為令別表 用語索引集の見方 -

用語	項番
校正装置	4-16、4-17、10-9、10-13、11-5、4-16省17の3、4-17省18の3、10-9省11、10-13省15、11-5省8 解4、 解11

輸出令4の項(16)

項番	法規	項目
4	「輸出令」	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (略) (16) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品

輸出令4の項(16) 省令第十七号の三

「省令」	項目
第3条	(略) 十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

輸出令4の項 解釈

「解釈」	項目
(略)	(略)
貨物等省令第3条第十八号の三中の試験装置、校正装置又は心合わせ装置	他の用途に用いることができるものを除く。
レーダー	レーザーレーダーを含む。